



『駒ヶ根市耐震改修促進計画(第IV期)』 概要版

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(通称:耐震改修促進法)」第6条の規定に基づき、国及び県の基本方針を踏まえ、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるために策定するものです。

■ 計画の目的

市内において地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止し、災害に強い駒ヶ根市を実現することを目的とします。

■ 計画期間

令和 8 年度 ~ 令和 12 年度 (5 年間)

■ 耐震化の現状と目標

区分	現状	目標(第III期) (R7)	目標(第IV期) (R12)
1 住宅 (戸建て住宅、アパート等)	87.9%	92%	92%
2 多数の者が利用する建築物 (一定規模以上の学校、体育館、病院、福祉施設、ホテル、旅館、工場等)	92.4%	95%	95%
3 緊急輸送道路の沿道建築物	実態調査を実施	耐震診断の義務化 について検討	耐震診断の義務化 について検討
4 公共建築物 (市有施設) (一定規模以上の学校、体育館、病院、福祉施設等)	100%	100%	目標達成

■ 基本的な考え方

- 長野県北部地震、中部地震及び神城断層地震、能登半島地震等の教訓を踏まえ、市民の生活基盤である住宅の耐震化を促進
- 県と市が連携し、耐震化の促進に取り組む
- 建築関係団体と連携し、耐震化啓発と耐震化支援の取組みを強化

■ 耐震化の必要性

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

このような地震により想定される大きな被害を最小限に抑え、市民の生命や財産を守るためには、建築物の耐震化が必要となります。

■ 県内における直近の地震被害の状況



長野県北部の地震 (H23.3)



長野県中部の地震 (H23.6)



長野県神城断層地震 (H26.11)

1 住宅の耐震化

1. 補助事業等による耐震化

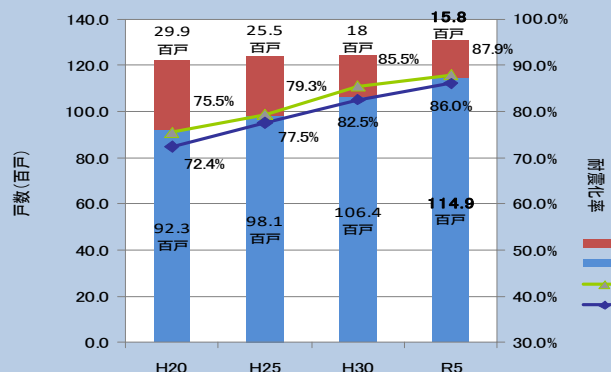
(1) 耐震診断・耐震改修

- 昭和56年5月以前に着工された住宅に対して耐震診断の支援、耐震性のない住宅に対して耐震改修の支援
- 県と連携し耐震シェルター等の支援検討

2. 普及・啓発

- (1) アクションプログラムによる取組みの強化
 - 住宅所有者へのダイレクトメールや戸別訪問等により、耐震化を促す取組みを強化
- (2) チラシ・パンフレット等の作成及び配布

◆耐震化の進捗状況



2 多数の者が利用する建築物の耐震化

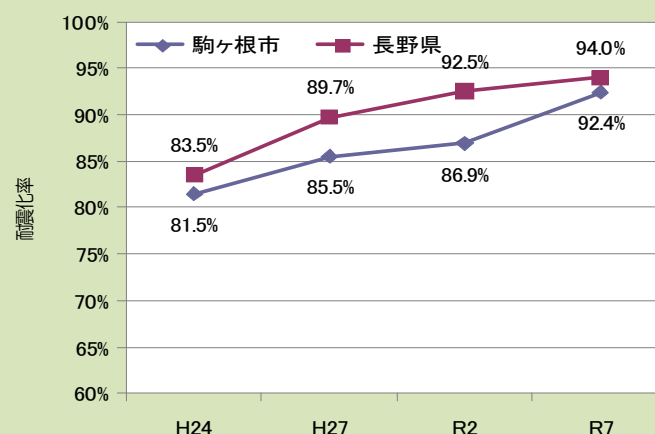
1. 支援制度について

- 引き続き県と連携をしながら、耐震診断等に関する支援制度を検討

2. 普及・啓発

- 県や関係部局と連携して、所有者への通知や啓発を行い耐震化を促進

◆耐震化の進捗状況



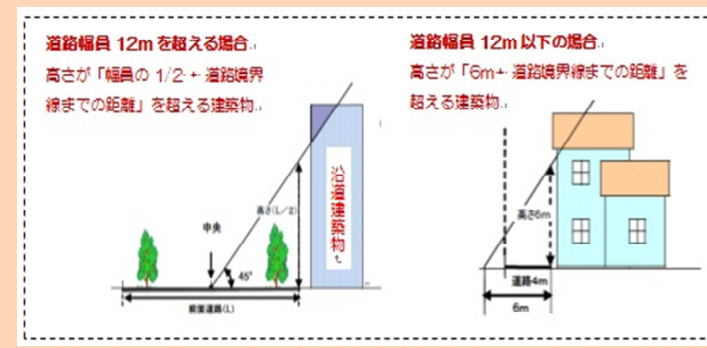
3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

1. 緊急輸送道路沿道建築物の現状

- 市及び県の調査結果を踏まえ、県や関係部局と調整のうえ、耐震診断の義務化について引き続き検討

◆市内緊急輸送道路と旧耐震基準建築物棟数

区分	延長	DID地区内延長	旧耐震建築物(棟)
国道153号(県1次)	6.2km	2.3km	47
国道153号(伊南バ(ハ)ス)	4.8km	0.9km	0
その他の路線(IC~伊南バ(ハ)ス)	2.9km	0.5km	0
合計	13.9km	3.7km	47



4 公共建築物(市有施設)の耐震化

1. 耐震化の目標

- 利用者の安全確保に加え、災害時の応急活動の拠点としての機能を維持できる耐震化

2. 基本方針

- 災害拠点施設等の耐震化は目標達成しましたが、保育園等を含む施設の耐震化を行う
- 構造体の耐震化を優先して行い、次いで、非構造部材や建築設備等の耐震対策を行う

3. 具体的な施策

- 「公共施設個別施設計画」との連携

